

令和3年10月13日

各位

株式会社マザアス  
代表取締役 吉田 肇

### 一般競争入札参加の募集について

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、当法人において、下記の工事に係る一般競争入札を実施する予定です。  
つきましては、参加を希望する場合は関係資料を作成の上、下記のとおり提出して  
くださるようお願いいたします。

### 記

- 1 件名 認知症グループホーム だんらん流山空調設備改修工事
- 2 場所 千葉県流山市向小金2丁目561-1
- 3 工事期限 契約締結から令和4年2月末日まで
- 4 本工事の概要  
同施設利用者の安全確保の観点から、流山市公的介護施設等整備等補助金を  
受けて老朽化し使用に耐えなくなった空調設備の整備を行うもの
- 5 入札日等（予定）
  - (1) 入札日時 令和3年11月19日(金)16時00分
  - (2) 入札場所 マザアス南柏  
千葉県流山市向小金3-147-2
- 6 入札参加資格要件  
本工事の入札に参加する場合の要件は次のとおりです。
  - (1) 過去5年の間に、電気設備工事等について元請けとして履行完了した実績があること
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
  - (3) 流山市競争入札参加資格者として掲載されている者で、流山市建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止措置を、本工事の通知の日から本工事の入札までの間、受けていない者であること

- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、電気設備工事等に係る直近の総合評定値が450点以上である者であること

## 7 資料の提出について

下記の書類をメールまたは郵送にて提出してください。

### (1) 提出資料

- ①資料2-2「福祉施設等屋内改修工事の履行実績一覧」
- ②資料2-3「地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であることの証明書」（資料2-3）

### (2) 提出期間

- ① 期間 令和3年10月28日(木)17時まで
- ② 提出先

郵送先：マザアス南柏

千葉県流山市向小金3-147-2

(担当)市丸龍太郎、村松留愛

04-7176-8711

メール：[ryutarou\\_ichimaru@home.misawa.co.jp](mailto:ryutarou_ichimaru@home.misawa.co.jp)

### (3) 入札参加の指名通知

郵便をもって通知する。

## 8 問い合わせ先 ※提出先と同様

以 上

資料 2 - 2

福祉施設等屋内改修工事の履行実績一覧

所在

称号または名称

代表者氏名

過去 年間に、福祉施設等屋内改修工事について、元請けとして履行完了した実績は下記のとおりです。（主なもの10件まで）

No.	工期	件名	受注先	工事内容
例	平成〇〇年 5月1日から6月 30日まで	特別養護老人ホーム屋 内改修工事	社会福祉法人〇〇	老朽化した床等の張 替工事
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であることの証明書

令和 年 月 日

株式会社 マザアス 宛

所 在 .....

商号又は名称 .....

代表者氏名 ..... 印

私は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることを証明します。

【参考】地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。